

平塚市・確認申請事前チェックシート

(第一面)

令和7年4月1日改定

(提出予定先)

- 平塚市建築主事
- 指定確認検査機関

令和 年 月 日

		明細地図 (東・西) P . . .	
申請者		都市計画	市街化・市街化調整
		工事種別	新・増・改・()
地名地番	平塚市	消防同意	同意・送付
代理者	TEL - -	瑕疵担保	保険加入・供託
		浄化槽	有・無
建物概要	地上 階、地下 階、構造 造 延べ面積: m ²	狭あい道路	有・無
		狭あい協議	済・無

* 上記太枠内を記入してください。

協議課名	手続き事項関係	決定・処理事項	確認印
<input type="checkbox"/> 開発指導課 本館6階	<input type="checkbox"/> 都市計画法開発許可申請 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域の建築許可申請 <input type="checkbox"/> 開発事前相談 ○市街化区域で全体の敷地面積500m ² 以上の場合 ○市街化調整区域の建築行為の場合 <input type="checkbox"/> まちづくり条例の協議	<input type="checkbox"/> 検査済証写し添付 <input type="checkbox"/> 許可証写し添付	
<input type="checkbox"/> 道路管理課 本館6階	<input type="checkbox"/> 狭あい道路協議申請 ・道路幅員4m未満の場合 <input type="checkbox"/> 道路構造物の改修について	<input type="checkbox"/> 協議済証写し添付 ※協議及び後退済みの場合は協議済証の添付不要	
<input type="checkbox"/> 下水道経営課 本館6階	<input type="checkbox"/> 汚水・雨水の排水方法協議 ・供用開始準備と下水道管理のための協議 <input type="checkbox"/> 下水道事業受益者負担金の確認		
<input type="checkbox"/> 下水道整備課 本館6階	<input type="checkbox"/> 公共下水道事業計画区域 ・公共下水道供用開始区域内の地域で浄化槽を設置する場合 <input type="checkbox"/> 水路等の構造について		
<input type="checkbox"/> 土木総務課 本館6階	<input type="checkbox"/> 市道の道路幅員確認 ・道路幅員4m以上の場合 <input type="checkbox"/> 道路自費工事申請、道路占用許可申請 ・車両出入口に伴う切下げ等協議 <input type="checkbox"/> 排水施設接続許可申請 ・河川・排水路に排水接続を必要とする場合 <input type="checkbox"/> 水路占用許可申請 ・河川・水路に橋等を占用する場合 <input type="checkbox"/> 公共下水道施設工事施工承認申請	<input type="checkbox"/> 許可書写し添付	
<input type="checkbox"/> 道路整備課 本館6階	<input type="checkbox"/> その他道路協議 ・市道の角地における隅切り設置の協議		
<input type="checkbox"/> 農水産課 本館5階	<input type="checkbox"/> 農業用水路排水管接続申請 ・農業用水路に排水接続を必要とする場合 <input type="checkbox"/> 水路(農水)自費工事申請	<input type="checkbox"/> 許可書写し添付	
<input type="checkbox"/> 社会教育課 本館7階	<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地内の協議		

協議課名	手続き事項関係	決定・処理事項	確認印
□まちづくり政策課 本館6階	□都市計画法第53条許可申請 □風致地区条例第2条許可申請	□許可書写し添付	
	□都市計画の位置確認 ○敷地が都市計画施設に抵触する場合 ○敷地が2以上の用途地域等にわたる場合	□位置確認写し添付	
	□都市景観の協議 ○景観重点区域内の場合 ○高さが10m以上の場合 □屋外広告物条例(事前相談・許可申請)	□届出受理書 □制限解除通知書の写し添付 □許可通知書写し添付 ※添付は許可を要する場合のみ	
□都市整備課 本館6階	□土地区画整理法第76条許可申請	□許可書写し添付	
□建築指導課 本館6階	□道路確認 ○法第42条第 項 号() ○法第43条ただし書許可申請	□許可通知書写し添付	
	□建築確認申請に係る届出書(近隣報告書) ○3階以上又は高さが10m以上の場合	□届出書添付	
	□地区計画区域内における行為の届出 ○日向岡地区、○五領ヶ台地区、○真田地区 ○東豊田地区、○真田・北金目地区 ○天沼地区、○ツインシティ大神地区	□地区計画区域内における行為の届出副本の写し添付(指定確認検査機関へ確認を提出する場合)	
	□建設リサイクル法第10条届出 ○建築物の解体工事で床面積80㎡以上の場合 ○建築物の新築、増築工事で床面積500㎡以上の場合 ○建築物の修繕・模様替等工事で請負代金の額(消費税込)が、1億円以上のもの		

協議事項	確認事項	添付図書	備考
□盛土規制法に基づく規制	□盛土規制法許可の要否 ○土地の形質の変更(盛土・切土) ※協議先は、神奈川県河川下水道部砂防課 厚木南駐在事務所	□(確認申請用)盛土規制法等判定チェックリスト ※書式のダウンロードは、神奈川県建築行政連絡協議会のHPへ	

【事前協議上の注意事項】

* 申請者・代理者の方々へ

- 事前チェックシートにより関係各課との協議を行い、確認印を受領してください。
- 確認申請書の提出部数は、正本、副本、副本(消防用)の3部です。
- 許可や協議関係で、許可証(許可書)や協議済証が発行される場合は、その写しを必ず添付してください。
- 神奈川県の特許関係等については、神奈川県平塚土木事務所の各担当課と協議してください。
- チェックシートのほか各種様式は、建築指導課のホームページでダウンロードできますのでご利用ください。

* 平塚市の関係各課へ

- 平塚市の関係各課の担当者は、決定・処理事項の欄に必要事項を記入又はチェックし、協議が終了した時点で確認印を押してください。

* 指定確認検査機関の方々へ

- 確認申請書の引き受け時に、この事前チェックシートの添付と内容をご確認ください。

◇連絡先・お問い合わせは

平塚市まちづくり政策部建築指導課 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

TEL 0463-21-9732

FAX 0463-21-9769

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page-c_02101.html